

第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

- (1) 方 針  
鳥獣保護区の指定、存続期間の更新、特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣の生息状況に関する各種調査、鳥獣保護センターの運営、鳥獣保護区指定に伴う農林業等の振興及び利害関係人との調整、法令違反の取締り、事故防止の普及指導、地域開発計画と鳥獣保護との調整等の鳥獣保護事業を適正に実施するものとする。また、効果的な行政運営を確保するため、担当職員の専門知識の向上を図るものとする。
- (2) 設置計画

(第33表)

区 分	現 況		計 画		終 了 時 計		備 考
	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	
本庁 環境生活部自然保護課	2	1	3	2	1	3	
出先機関 東 地方農林水産事務所林業振興課		2	2		2	2	本 庁 企 画、立案、農林水産事務所及び関係団体の指導、各種調査の実施等 狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付、狩猟取締り指導、鳥獣保護普及啓発等
中南		2	2		2	2	
三戸		2	2		2	2	
北 北		2	2		2	2	
上北		2	2		2	2	
下北		2	2		2	2	
西		2	2		2	2	

(3) 研修計画

- ア 毎年2名を野生生物保護研修に参加させるものとする。  
イ 年1回担当職員の研修会を開催するものとする。

(第34表)

名 称	主 催	催 時 期	回 数/年	規 模	人 数/年	内 容	目 的	備 考
野生生物保護研修 担当職員研修	国 県	9～10月 5月	1回 1回	全 国 全 県	2名 14名	鳥獣の保護管理と狩猟制度、鳥獣の生息と保護ほか 鳥獣保護行政、農林被害対策と鳥獣保護ほか	鳥獣の生息と保護ほか	

2 鳥獣保護員

- (1) 方 針  
鳥獣保護員は、鳥獣保護又は狩猟制度についての経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護区の数、狩猟免許者数、担当区域の面積等を勘案して配置し、鳥獣保護事業の効果的な運営に資するものとする。
- (2) 設置計画

(第35表)

基準設置数 (A)	平成13年度末		年 度					計 (C)	充足率 (C/A) %	備 考
	人員 (B)	充足率 (B/A) %	平成14年度 人	平成15年度 人	平成16年度 人	平成17年度 人	平成18年度 人			
56人	56人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	56人	100%	

(3) 年間活動計画

(第36表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
① 鳥獣保護事業の実施に関する事務の補助 ② 鳥獣保護区、休猟区、店舗等立入調査 ③ 狩猟関係法令の違反防止指導、普及														一人当たりの勤務日数は、年間42日間とする(12月及び1月は5日、11月及び2月は4日、これら以外の月は3日とする。)

(4) 研修計画

(第37表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容	目的	備考
鳥獣保護員研修	出先機関	4月	1回	農林水産事務所	56名	鳥獣保護事業を通正に運営するため、鳥獣保護員の資質の向上を図る。 ①鳥獣関係法令 ②保護思想の普及方法 ③鳥獣判別 ④有害鳥獣捕獲に関すること。⑤指導取締り		

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い鳥獣の保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。  
その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲などの活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第38表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容	目的	備考
狩猟者講習会 講師研修会	自然保護課	6月	1回	全県	26人	鳥獣の保護管理の担い手としての狩猟者を育成するため、狩猟免許の更新のための講習会及び狩猟者団体が狩猟初心者に対して行う講習会の講師について、次に掲げる内容の研修を行う。 ①鳥獣関係法令等 ②鳥獣の判別 ③猟具の取扱い ④狩猟のマナー		

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害鳥獣の捕獲の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を詳細に把握するものとする。また、それを踏まえ、必要に応じて、有害鳥獣の捕獲の実施に支障が生じないよう狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方 針

傷病鳥獣の保護等鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、昭和60年度に保護收容施設を設置しているが、引き続き当該施設による傷病鳥獣の保護收容を行うとともに、資料収集、資料室等の整備についても検討し、鳥獣保護思想の普及に努めるものとする。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第39表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施 設 の 概 要	施 設 の 内 容	利 用 の 方 針	備 考
青森県鳥獣保護センター	14～18	平 内 町	2,835㎡	管理及び救護舎1棟 放飼場、遊水池	傷病鳥獣保護收容 施設、資料室	傷病鳥獣の保護收容等鳥獣保護思想の普及啓発	

5 取締り

(1) 方 針

狩猟の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施するものとする。また、各農林水産事務所職員及び鳥獣保護員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体との連携、協力を努めるものとする。

(2) 年間計画

(第40表)

事 項	実 施			時 期			備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
鳥類の違法捕獲の違反	←	←	←	←	←	←	
飼養、販売の違反							
期間外狩猟、非狩猟鳥獣の捕獲							
日出前、日没後の狩猟							
保護鳥獣の捕獲、矢先の不確認							
制限区域の狩猟、登録証の不携帯							
加工品の指 導 取締							

第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等についての許可基準の設定

(1) 方 針

① 許可の考え方

有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、学術研究、特定鳥獣保護管理計画に基づき調整又はその他特別な事由を目的とする場合に許可するものとし、原則として次の目的を対象とする。

1) 学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする場合

2) 特定鳥獣保護管理計画に基づき調整を目的とする場合

3) その他特別な事由を目的とする場合

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

エ 愛がんのための飼養の目的

オ 繁殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

カ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

キ 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

② 許可しない場合の考え方

次の場合にあつては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らし明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりこれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 銃猟禁止区域内で銃猟を行う場合であつて、銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、銃猟禁止区域内における銃猟に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

③ 捕獲実施に当たつての留意事項等

捕獲実施に当たつての留意事項等については、第4の4の(1)の③から⑤までに準じて取り扱うこととする。

(2) 許可基準

有害鳥獣捕獲以外を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等についての許可基準は、次のとおりとする。

① 学術研究を目的とする場合

1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為

とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

ウ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)

エ 期間

1年以内

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、銃猟禁止区域(銃器を使用する場合)及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノースタツクの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

ア 許可対象者

国の鳥獣行政事務担当職員又は国より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、わな、罠又は手捕とする。

② 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟又は第二種銃猟免許所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網・わな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

- イ 鳥獣の種類・数
- ウ 特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）

ウ 期間  
 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。狩猟期間中については一般の狩猟と、また、狩猟期間前後については狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。

- エ 区域
- オ 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。

オ 方法  
 原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りではない。空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させたままとリ逃す危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。

- ③ その他特別の事由を目的とする場合
- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

- ア 許可対象者  
 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）

- イ 鳥獣の種類・数  
 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

- ウ 期間  
 1年以内

- エ 区域  
 申請者の職務上必要な区域

オ 方法  
 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- ア 許可対象者  
 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者

- イ 鳥獣の種類・数  
 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

- ウ 期間  
 1年以内

- エ 区域  
 必要と認められる区域

- オ 方法  
 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
  - ア 許可対象者  
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
  - イ 鳥獣の種類・数  
必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。
  - ウ 期間  
6ヶ月以内
  - エ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
  - オ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 4) 愛がんのための飼養の目的
  - ア 許可対象者  
自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者
  - イ 鳥獣の種類・数  
メジロ又はホオジロに限る。数は種の如何にかかわらず1世帯1羽
  - ウ 期間  
繁殖期間中は認めない。
  - エ 区域  
原則として、住所地と同一市町村内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）
  - オ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。
- 5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
  - ア 許可対象者  
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
  - イ 鳥獣の種類・数  
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の員数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。
  - ウ 期間  
6ヶ月以内
  - エ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
  - オ 方法  
網、わな又は手捕
- 6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
  - ア 許可対象者  
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録

- 狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)
- イ 鳥獣の種類・数  
必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)
  - ウ 期間  
30日以内
  - エ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
  - オ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。  
前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護等の公益に資すると認められる目的  
捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための  
個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

(第41表)

捕獲の 学術研究	許可 権者	許 可 基 準					留意事項	備 考
		許 可 対 象 者	鳥獣の種類 必要最小限 の種類	鳥獣の数 必要最小限 の数(羽、 頭、個)	捕 獲 期 間	捕 獲 区 域		
知事	理学、農学、医学、 薬学等に関する調査 研究を行う者又はこ れらの者から依頼を 受けた者	鳥獣の種類 必要最小限 の種類	1年以内	必要最小限の区域と し、原則として、銃 猟禁止区域(銃器を 使用する場合)及び 規則第7条第1項第 7号イからチまでに 掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が 認められる場合は、 この限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合 するものであること。ただし 、他に方法がなく、やむを得 ない事由がある場合は、この 限りでない。 ①法第12条第1項又は第2 項で禁止されている猟法では ないこと。 ②殺傷又は損傷(以下「殺傷 等」という。)を伴う捕獲方 法の場合は、研究の目的を達 成するために必要最小限と認 められるものであること。			
標識調査	知事	国の鳥獣行政事務担 当職員又は国より委 託を受けた者(委託 を受けた者から依頼 された者を含む。)	原則として、標識調査を 主たる業務として実施し ている者にあつては鳥類 各種各2,000羽以内 、3年以上継続して標識 調査を目的とした捕獲許 可を受けている者にあつ ては同各1,000羽以 内、その他の者にあつて は同各500羽以内。た だし、特に必要が認めら れる種については、この 限りでない。	1年以内	原則として、規則第 7条第1項第7号イ からチまでに掲げる 区域は除く。ただし 、特に必要が認めら れる場合は、この限 りでない。	原則として、わな、網又は手 捕とする。		



博物館、動物園、その他これらに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の研究者又はこれらの方から依頼を受けた者	必要最小限の種類	必要最小限の羽、頭、(個)	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
愛がんのための飼養	知事	自ら飼養しようとする者(当該者が現に獣を飼養している者、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のために捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの方から依頼を受けた者	メジロ又はホオジロに限る。	種の如何にかかわらず1世帯1羽	繁殖期間中は認めない。	原則として、住所地区と同一市町村内の区域(規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることに要請されている区域を除く。)	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、つとりもちを用いる場合であつて、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。		
養殖して鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの方から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類	必要最小限の羽、(個)とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕		
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る現在まで継続的に実施されてきたものに限る。( )の關係者又はこれらの方から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的により、当該行事等が達成できる場合を除く。)	必要最小限の種類	必要最小限の羽、(個)	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		

前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護の公益に資すると認められる目的	知事 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。	
-----------------------------------	---	--

2 指定猟法禁止区域

(1) 方 針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者、占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。なお、現在鉛弾規制地域として指定している区域については、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域として指定を進めていくものとする。また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

3 鳥類の飼養の適正化

(1) 方 針

鳥類の違法飼養を防止するため、鳥獣保護思想の普及啓発、飼養状況の実態把握及び販売店等の指導に努め飼養の適正化を図るものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ア 広報等による野鳥保護思想及び飼養制度の普及啓発
- イ 県職員、市町村職員及び鳥獣保護員による巡回指導
- ウ 以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。
  - (ア) 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
  - (イ) 平成元年度の装着許可証（足環）導入以前から更新されているものを慎重に確認した上で更新を行うこと。
  - (ウ) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や附随の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
  - (エ) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- イ 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによっては違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものではないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

(発行所・発行人) 青森県報社 報社 報社 報社	(印刷所・販売人) 青森県報社 報社 報社 報社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一校二付十五田一銭
--------------------------------	--------------------------------	------------------------------